第４回小布施町行政改革推進委員会　会議録（概要）

日　時　令和６年11月29日　午前10時00分から10時53分
会　場　小布施町役場第一会議室
出席者　大島孝司　　自治会連合会会長
　　須山秀男　　小布施町商工会会長
　　保科文秀　　八十二銀行小布施支店支店長
　　土屋成子　　小布施郵便局局長
　　畔上　洋　　前小布施町代表監査委員
　　久保田隆生　前小布施町副町長

欠席者　高野　薫　　小布施まちづくり委員会副会長
　　小林正子　　前小布施町議会議員
　　牧　良一　　前ながの農業協同組合副組合長

事務局　田中洋友　小布施町副町長兼企画財政課長
　　佐藤孝幸　企画財政課財政係長
　　岡田貴大　企画財政課企画交流係長

次　第　１　開会
　　２　あいさつ
　　３　会議事項
　　（１）公共施設の借地料について
　　（２）今後の検討内容について
　　（３）その他
　　４　その他
　　５　閉会

（事務局）
　時間となりましたので、第４回小布施町行政改革推進委員会を開始したいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

（会長）

皆さんあらためましておはようございます。今日が第４回目の会議となります。皆さん方、大変お忙しいなか、また体調も十分じゃない方いらっしゃるかと思いますが、大変な作業に携わっていただいて、ご協力に感謝申し上げるところでございます。今日は４回目ということですので、借地料については今日をもってまとめ上げたいと思っておりますので、皆さん方のご協力のほど、あらかじめお願いしておきます。よろしくお願いします。

（事務局）

ありがとうございました。それでは本日の議題に入る前に、定足数についてご報告申し上げます。現在９名中６名の方が出席いただいておりますので、規則第４条により規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また本会議につきましては会議録を作成し、後日資料とともに町のホームページ等で公開いたします。公開にあたりましては、会議録の原案を作成後、委員の皆様には事前に内容を確認させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより会長に議長として議事を進めていただきます。会長どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

それでは議事を進めてまいりますが、お手元の資料の中でポイントは今日お配りした資料２の改訂版がキーだと思います。

前段の配布資料の１、２、３、４、５についてはあらかじめお手元に届いておりまして、それについてのチェックと最終的な答申案について、皆さん方からのご意見を頂戴しておりますので、これらを踏まえて最終的に答申案をまとめたいと思っております。

進め方をどうするかと考えたところですが、まずもって皆さん方からのご意見を拝聴した資料を私の方から、どなたからということは申し上げることなくご披露差し上げたいと思います。

１点目は答申についての異論はないということでございますが、意見として交渉の手法については専門家、弁護士等と相談して進めていく方がいいのではということで、やはり担当者の後ろ盾、しっかりとした法律的な裏付けもあって進めるのがよいのではないかというご意見をいただいております。

それから答申案に対する意見として、お手元の資料２改の赤線で示した部分の文言について内容を変えた方がいいのではないかというご意見を承っております。加えて６％という目安はいいと思うが、現状はほぼこれを上回っている。今後の交渉に当たり最初にその金額を決めた際の考え方を、関係資料等があれば参考にし、できる限り把握しておくことが必要だということ。それと問題となるのはおぶせミュージアムについては年額8,900万円ほど支払っているわけですが、30年経過して現在２億数千万支払ったことになっている。30年経った今、買った方が良かった値段になっているという分析をされておりまして、今後はある程度の金額を提示して購入していくべきだと思いますし、所有者の意向によっては土地購入後の一定年分の分割払いで購入していくという手もあるのではないかというご意見がありました。

それから、もうひと方は小布施町公共用施設に係る借地料の条例を制定し、不公平をなくして統一性のある借地料として減額に努めるというご意見。そして公共施設は本来借地の上にあるべきではないという指摘をしたらいいのではないかというご意見もありました。

それからもう一点、答申としての文脈、内容は良いが、緊迫感が薄い内容だと感じる。貸主の交渉スケジュール計画など具体的提案があってもいいのではないかというご意見を頂戴しました。

最終的な答申案の文面を見ていただいて、これらを踏まえて今のご意見もお聞きしながら最終的にまとめていきたいと思っております。議事の進め方として、このようにお願いしたいと思います。

最初に私の方から申し上げると、今日職務代理はお見えになってないのですが、私の方で委任を受けて、早期にまとめてくださいということで、全体としてはこの内容でいいのではないかというご意見は承ってきておりますのでご報告しておきます。

進め方ですが、町側から資料２の改定について説明いただき、特にこの部分はというところがあれば報告してもらった方がいいと思うのですがよろしいですか。文面も読んでいらっしゃるとは言いながらも、改めて読んでもらえますか。

（事務局）

それでは資料２改訂版をお手元にご用意いただきまして答申案ということで改めてお話をさせていただきます。

冒頭の部分としましては本日資料６でお配りしております令和６年３月21日付けでいただきました諮問についての答申でございます。

こちら答申案が固まりましたら、これまでの会議回数を入力しまして、最終的な答申とさせていただきます。

一番の現状認識の中でございます。中段の行でございますが、ご意見をいただいた部分の文面を一部修正いたしました。「このような状況を改善するために町では令和元年10月、借地料の算定基準などを定めた小布施町公共施設用地に係る借地料等についての基本方針を取りまとめ借地料の見直しに向けた取り組みを開始し、貸主との交渉が進められてきたが、」の後の一文を省きまして、「交渉に応じた貸主にデメリットが生じる形となってしまい、交渉を進めること自体が不公平を生む構造になっていると言える」という形に修正をしております。

文面の中に出てまいりました、公共施設用地に係る借地料等についての基本方針につきましては、１回目、２回目の会議でお配りをしました資料の中にございます。

現状認識の部分の修正を踏まえ、２番の見直しの方向性・視点の文面に入ります。

公共施設の老朽化により今後、修繕費用が多額に見込まれる一方で、公共施設の建て替えや統廃合が十分に検討されておらず、公共施設の適正化は最優先に取り組むべき喫緊の課題である。できるだけ早く議論を進めるとともに、公共施設の利用者である町民の理解を得ながら計画的にこの取り組みを進める必要がある。

その後の文面につきまして一部繋がりが弱い部分ございましたので、赤字にしてある部分でございますが「適正化に当たっては、一定の年数での返却や半永久的使用など、借地のあり方を議論し、今後の長期的な使用を見込む施設に係る土地については、購入に向けた交渉を優先的に進めることも必要と考える。」という文面に修正をしております。

その他に関しては事前にお配りをしました元の借地料についての答申案からの変更はございませんので今回の修正に該当する部分は以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。一部は皆さん方からのご意見を承りながら、修正した部分がございますけれど、まだまだ完璧なものとは言い難いかもしれません。そういった点からすれば、皆さんと先ほど議論した意見なども取り入れて、この中に加えていくという議論になるかと思います。それぞれ皆さんのご意見を伺えば、私の意見が取り入れられていないということもあろうかと思いますので、もしありましたらお願いします。

（委員）

この中で令和元年10月に借地料基本方針を取りまとめたとありますが、やはりこの基本だけでは弱いと思います。あくまでも基本方針であって、貸している側からすると、基本方針は基本だけれども、事実上はこうなのだからとなるので、基本方針でな

く、ある程度条例化したもっと強いもので統率していく必要があるのではないかという気がします。それについては皆さんいかがでしょうか。基本方針を作って６年経っているのですが、事実上何も変わっていないのではないでしょうか。やはりもうちょっと強い、基本方針ではなくて、強い条例的なものを作った方がいいのではと思いました。

（会長）
はい。確かにおっしゃる部分と先ほど披露させていただいたもうちょっと強いメッセージでもいいのではないかという話は聞こえてきています。私もこれを受けたときに、役場の実態や職員の対応を過去ずっと見てきていると、これでよいのかなというジレンマに陥ったことは事実でございまして、おっしゃるように強い条例なり、もう少し具体的なスケジュールについてスパンを短くしてとか、もっと強いメッセージを送る答申書がいいのかということを感じたときもありまして、ここまで来たのですが、皆さん方の今までの会議の中身をお聞きしてきた中では、私が言うのはおかしいかもしれませんが、この辺の弱いメッセージでもいいのではないかなというニュアンスに受けてしまいました。今のご意見について私が感じたのは、条例は確かにいいのですが、これから新しく町が借地をしていく人はあまりいないのではないかと思い、そうした場合にこの基本方針をしっかり踏まえ、我々の答申をしっかり踏まえた上で、値下げ交渉の方だけで新たに町がこれから借りていく事例はあまりないのではないかなと考えています。私も条例と今後の進め方についてはわかりませんが、条例ができたから今まで借地料について条例に則ってゴリ押ししてできるかどうか、その辺の手続き上わかりませんが、専門的なことをお話しいただけますか。

（委員）
　土地の賃借には理由があって、例えば町がこういう施設を作りたいとか、こういう目的で土地を個人から借りているものもあるし、中にはこの土地を是非買ってくださいとか使ってくださいというものもあると思います。
　町が土地をお借りしたい、あるいは買いたいというときに、いわゆる売り手市場というか、相手側の立場が強いわけですよね。交渉の段階で条例化というのは一つの目安ではあるのですが、どこまでの条例にするのかというのが問題で、いわゆる努力義務的なものにするのか、例えばはっきり借地料については、６％以内に抑えるとか、その強制力の問題もあると思います。強制力が強すぎると、行政として交渉したときに、いくら農地や雑種地であったとしても、使う目的や一定の収益を生むような施設であれば、売る方も、あるいは貸す方も納得感がないと貸さないあるいは売らないと

思うのです。条例化することによる縛りが、実際は会長のおっしゃる通り、これからはそれほど土地を借りることはないのですけれど、縛ることによって、行政目的がなかなか達成されないことや、その土地が使えなくなる恐れもあるので、どこまで条例を定めていくかという部分もありますが、あまり縛りすぎちゃうと、行政としての動きが制限されるかなという気がするのです。逆に一定の方針なり、そういった方針や基本的な方向を定めておくことで、いろいろな運営ができると思うのですが、その辺が条例化することで心配がある気がします。

（会長）

町側からは何かありますか。

（事務局）

私は委員がおっしゃった通りだと考えておりまして、条例というのは一般的に、県民や町民に対して制限を加えるということでございますので、その辺の法的な問題なり課題というのもあるかなと考えております。条例化するというのは一つの手段でもあるかと思いますが、実現性を考えた場合に困難がかなりあるのかなという思いはしたところでございます。

（会長）

この件について、何か意見はありますか。

（委員）

その辺は私も少し疎いのですが、あまり強制的ではない方がいいかなという感じはします。

（会長）

確かにいきなり「条例」というものが出るというのはちょっとと思ってしまうのですけどね。

（委員）

私も専門分野でないのではっきりよくわからないのですが、一般的な感情論で考えると、決まりだからと言ってキッと言われてしまうと、何となく反発する人も増えるだろうなとは思いますが、交渉困難の用地というのは、役所の方である程度把握して

いらっしゃるということであれば、交渉が簡単にできるような人はだいたい何人ぐらいいるのかとか、そういう細かなことが私はすごく知りたいなと思います。

（会長）

今のご質問については実務的に言うと、５年契約10年契約になっているのです。自動更新が今まで自然の流れで来てしまったから、しっかり交渉してこない。私も、監査のときに指摘してきたところなのですが、なかなかそれだけ相手と対峙して、職員が説得したり納得したりという交渉はできていない。逆に上げることは今までなかったような気がしますが、その辺が現実かなと思ってしまっています。

今の条例の問題を棚に上げるわけではなく、もう少しそういうメッセージが必要じゃないかという、ごもっともな考え方があると思うのですが、今の両方を含めて何かご意見ありますでしょうか。

（委員）

答申ということであるので我々は民間の考え方からすると、５Ｗ１Ｈの要素が入ってなければ駄目で、こういう文面だけで、うわべだけを書いてこれで答えですというのは普通通らない。５Ｗ１Ｈの要素を取り入れた答申でなければ、答申に当たらないのではないかという気がしておりまして、民間との相違かもしれませんが、そういう要素が欲しいなということを思いました。

（会長）

一番最初からその考えはあって、弱いなと思いながらも皆さん方のご意見をある程度集約して今ここまできました。そういうお考えは十分気持ちがわかります。

（委員）

そこまで極端にやる必要はないと実際は思いますが、ただ見方としては強く、当てはまらない土地については手放すというぐらいの強い姿勢で取り組んで行かなければうまくいかないと思っています。ただ、私もちょっと極端なこと言ってしまいましたが、そのぐらいの気持ちで取り組んでいただきたいということです。

（会長）

わかりました。

（委員）

強く出なきゃいけないということもわかります。答申案の２ページに指針がありますが、これをもっと強く言い切るということも考えられますが、例えば６％の基準で払い過ぎているから、5年後までに半分にし、10年後までに適正化するという方針はいいと思いますが、貸している人にしてみれば、土地の専門家が６％は正しいと言っているが、果たして貸している人が一般的になんであの土地をこういう理由で借りておいて、６％以内なのという、そこのところの納得感が貸している人にどういうふうにご理解いただくかということは非常に難しいと感じるのです。だから、基準値は一般のあるいは他の地方自治体もそうですが、課税区分してみたときに、数万円ぐらいのオーバーもあれば100万円規模もあるのですが、金額差でおかしいと言っていくのか、10万円以内だったらいいと言ってしまうのかということもあると思います。指針はいいのですが、それが正当なのだという大きな根拠は難しいなということを感じます。

それじゃあどうしようもないのですが、貸している人たちへこれまでお金を払い過ぎなのだということに対して、ビシッと強く正当性がないということは言えないですよね。それがやはり、強く出せない部分なのかなと思います。

（会長）

他に、今までの中で何かありますか。

（委員）

そうですね。なぜ適正化しなきゃいけないかという根本的なところで言えば、町民の皆さんからいただいている税収を適正な形で扱うというところが根本だろうなと。そういった中で今まではどうしても重要というか、町が必要になって、そのときの地合いで借りていただいていると思うのですが、そう言った町民の皆さんの税金を公平に使うというか、そういうことが根本にあると思うので、そういった部分も鑑みて、それを根拠として、交渉していくことも一つと思いますので、それに強制力があるかというと、そうではないのですが、そういったことも理解していただきながらやっていくことがいいのかなと思います。適正化しなきゃいけないかどうかっていうことについては、私自身が申し上げられないですが、本当に必要であれば調停や裁判ということをやっていかなければ、納得は得られないと思います。そういうところも想定しながら考えてという気はします。

（会長）

私もこのポジションに立って、初めてこういう答申案をまとめて、こういうものでいいのかなというジレンマというか何と言っていいか。今まで３回検討してきた中

で、この程度にと言うと聞こえが悪いですが、私はもっと強いメッセージがいいのかなと思いました。ですが、皆さんの意見を伺うと、できれば委員さんのご意見も少し加えたいかなと思う気持ちも無きにしもあらずですが、そこまで時間的な余裕がないので最後は私に一任していただき、年内答申に向けていきたいという考えを持っています。それぞれ皆さんご不満もあるでしょうし、これでは駄目だと、私自身も会長を務めてこのような答申でいいのかとも思いますが。

（委員）

括弧１の２行の短い文章なのですが、下段に所在場所を斟酌した適正な借地料の算定基準を改めて検討されたいと出していますので、個々のケースを見ながら、やはりそこまでお金を払ってきている事実や、この土地の㎡当たりどのくらいの価格であるとか、そういった個々のケースで最初にどういう基準でこういうものを決めたということを踏まえながら、やはりこの金額はおかしいですという個別のケースの中で交渉していくしかないわけですね。先ほどもありましたが、30年も40年も借りていて、何億円というお金を払っているのはいかがなものかということがあって、これは町民の皆さんにも説明がつくと思うので、その方にも説明しながら適正な金額にしていくと言えば、短いこの文章の中でそれは入っていると思うのでいいかと思います。

（会長）

そういう意見いただきました。承知いたしました。

私も考えているのですが、私たちの任期は再来年の３月までの２年ですよね。その間において、次は後で議論しますが、公共施設の使用料や補助金だとかがあるのですが、その他行政改革に関することという内容も踏まえてあるのですよね。そういう中で、町全体の、委員さんの提案にあるようないろんなものを踏まえながら、斟酌しながら、そこでもう１回この部分についての答申と言いますか、そこで少し補えたらなと私個人的には思っているのですが、いかがですか。

（委員）

良いと思います。

（会長）

他にご意見ありますか。

（委員）

具体的なスケジュールで、例えばこの５年以内とか10年とか20年とかとなっていますが、これがぼやけているような気がするので、例えば１年目はここまでの交渉、２年目にはこうする、３年目にはこうだといって、結局10年目にはこうなっているというような、具体策みたいなものがあった方がもう少しインパクトがあるような気がします。

（会長）

その通りなのですが、一つ問題なのは10年契約で昨年、一昨年で更新しているようなものもあり、そういったケースはどうしようもないのですよね。そこがおっしゃる通り、私たちも同じ気持ちなのですが、５年や長いものは10年となっているのですよね。20年はさすがにないと思うのですが、結構ありますよね。10年、５年。それが土屋さんのおっしゃることが痛いほどわかって、どのように折り込んだらいいかなと思うのですが、この辺を含めて私と事務局で、ある程度の整合性をとりながら、もう少し具体的に、できればもう少し深度あると言いますか、攻めの答申書に出来上がればいいかと思いますけれども、その辺一任させていただいてもいいですか。

（委員）

一つだけ町側にお聞きしたいのですが、取り組み方針の括弧４番です。町にこういう答申を出したときに、町として本当に実践してもらえるのですか。可能であるのかを確認したいです。

（会長）

これは総合計画の方で検討していくのではないのですかね。

（委員）

こういった方針が出た後に、本当にそういった姿勢でやっていきますという町の姿勢ですよね。

（事務局）

推進体制の方にも記載をいただいておりますが、答申をいただいて、これをどう実践に結びつけていくかという具体的な体制等を考えていかなければならないと思っており、今までは各担当課におまかせして、契約更新時等で交渉するようにとお願いをしているのですが、そうではなくて全庁的に今回の答申の趣旨をしっかりと認識する

中で、今までの取り組みが十分でない部分はどこにあるのかというところも少し検討しながら、考えていかなければいけないと思っています。

答申はどういう形になるかということはありますが、今までの委員会の中で様々なご意見をいただいたものも十分踏まえまして、まだまだこの答申では弱いというご意見もあるかと思いますが、そういったものをしっかりと踏まえまして、繰り返しになりますが、どう実践するか、その辺の取り組みをしっかりと一度、手順的なことを整理しながら対応していきたいと思っております。漠然とした回答になってしまいますが以上でございます。

（会長）

今の話、答申は受けたけれど、最終的に誰がどうチェックするのでしょうか。例えば２年後、我々の任期の再来年の３月ですとか。そこで進捗状況とかチェックの一覧表を作って、この物件についてはいつ何日に交渉したとか、記録や最終チェックをしてはどうでしょうか。ただ答申を受けっぱなしでは、何にもならないと思うのですが、この辺というのはいかがでしょうか。

（事務局）

進捗管理についてもどのようにするかということも考えていきたいと思っています。またご相談させていただきたいと思いまして、この場でこうしますという回答はできずすみません。

（会長）

良いのですが、私たちは任期をもって解散してしまいますよね。その後誰がチェックするのですか。チェックというのは、誰がどういう時期にどういうチェックするかですね。

（事務局）

それは内部でのチェック機能等も検討しまして、外部で必要であれば、代表監査委員さんがよいのか、その辺も踏まえまして、答申を踏まえた上での具体的な取り組みについては、これから考えていきたいと思います。

（委員）

総合計画では、今回進捗管理について最後につけていただいたけれども、あのようにできれば良いですね。

（事務局）

あちらも内部チェックではありますが明記されています。基本的には各課で達成指標を用いてどこまで進捗したか、達成したかを測ってもらい、最終的には企画財政課が取りまとめて、最終的な評価に持っていくという話になるかと思います。総合計画の関係についてではありますが。

（委員）

今の文面を一つ入れたいですね。チェックについてです。

（会長）

隔年とまでは言わないけれど、３年後とかですね。

（委員）

大きな４番に、推進体制と進捗管理というかたちで書いていただけると、多少は今言われたことに対応できるのではないでしょうか。

（会長）

今のご意見を取り入れて最終的に仕上げるということでよろしいですか皆さん。

それぞれのご意見お立場でまだまだ議論があろうかと思いますが、時間的な制約もありまして、次の諮問項目もございますので、公共施設の借地料については、これで終了させていただきますがよろしいでしょうか。

～異議なし～

（会長）

ありがとうございました。

では、次に２番目の議題について事務局からお願いします。

（事務局）

それでは会議事項２番、今後の検討内容について、改めて本日お配りしました資料６の、３月21日付けの諮問書をご覧いただければと思います。既に皆様にご承知いただきました通り、公共施設の借地料について一定の方向性をお示しいただきましたので、次回以降、諮問書の２番３番４番の方への進め方について、委員の皆様にご相談

をさせていただければと考えております。期間に関しましても、先ほど会長さんからお話しいただきました通り、皆様へのご委嘱期間が２年間となっておりますので令和７年度中の、令和８年３月20日までが期限となっております。そこまでの中での審議ということもありますので、単体でいくのか、一括いくのかを含めて議論いただきまして、次回に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。
事務局からは以上です。

（会長）
　私としては２番目と３番目は一気に２回ぐらいで完結して、最終回までに皆さま方から４番目に該当するような案件や、いろいろな角度からご提案をいただいて、次回やその次の会議で、ある程度こういう内容はどうだろうというものを議論できるよう、委員の皆さんへの宿題として今日お願いしたいと思います。２番目３番目はある程度町側から資料が出ると思いますが、そのようにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

～異議なし～

（会長）
　それではそのように進めさせていただきたいと思います。
　３月下旬ぐらいの開催でいいですかね。４月になってしまうかもしれませんが次回開催したいと思いますが、事務局からは何かありますか。

（事務局）
　今お話しいただきました通り、使用料や交付金、補助金等というご議論をいただくようでありましたら、そちらについての資料等も準備をした上で、皆さまにお知らせしてまいります。よろしくお願いいたします。

（会長）
　少し先にお話をさせていただくと、公共施設の利用料について、今私の頭の中にあるのは、例えば体育館の使用料が云々というのはわずかな金額なので、自分で思うのは、エンゼルランドセンターだと思うのです。決着見ていると言えば決着を見ているのですが、この問題では一番かと思うのですがいかがでしょうか。利用は無料なのですが、利用者がほとんど町外の方であります。

（委員）
町の税金で運営しているのですよね。町外の方からの利用料を検討してもいいのかもしれませんね。

（委員）
そういう議論がありましたね。ですが、議会にかけたときに議会の方で反対されたのですよね。

（会長）
意見が割れましたね。町の人も、須坂の施設を利用しているではないかという議論もあり、我々が答申できるかどうかわかりませんが、利用料についてはこのあたりかと思っています。
ただ、公共団体の交付金補助金については、やはり３年間補助したらもうやめてもいいのではないかということも考えられます。一つの例とすれば、町の補助金が出ているところで利益が出て、税金を納めているのであれば、余剰金は町に精算しても良いのではと思うわけです。補助金を出して利益を生むようになっているのなら、利益分は返納するということも一つの案です。次回の議論に向けてヒントと言いますか、そんなことを投げかけておきました。

（委員）
公共施設というのは、あくまでも建物のことでしょうか。町も土地をお貸ししていることもあるかと思いますが、土地は入っているのでしょうか。

（事務局）
いわゆる行財政改革なので、自主的な財源の確保といいますか、そういった視点として今まで改定してきていないような価格について、水道料とかもご審議いただいているようですが、ずっと据え置いてきている現実があると思いますので、それを検討していただきたいと思っています。
水道料は別でやっていただいているのですが、体育館も見直し等はしてきていないですし、先ほどエンゼルランドセンターもそもそも無料ですというようなところです。

（会長）
時代が変わって、こうだというものがあればという話ですね。

（委員）
エンゼルの利用料については条例改正が必要になりますね。

（事務局）
そうですね。何かしらの手数料が発生する場合は必要になります。

（委員）
ずっと議論されていますよね。

（委員）
議会の議決も必要になりますね。

（事務局）
会長さんにおっしゃっていただいたのでハッと思ったのですが、諮問させていただいたのは、見直してきていないようなものについて想定していたと思うのですが、エンゼルランドセンターは根本的な大きな問題かと思います。私もエンゼルランドセンターを担当させていただいたので、当時町内の保護者の方から、町外の利用者が多くて使いづらくなっているというお話がありました。当時議論いただいたときは逆に小布施町はゴミ処理施設ですとか、大きな行政施設は全部町外にお願いをして利用させていただくということで、そういった面からは、お互いに使っていただくということで、とてもいいことじゃないかとなりました。他にも、里帰りや遊びに来たような、元々町内出身のお母さんとかもいらっしゃるから、そういった方はぜひ無料で利用していただいてといった議論の中で今の状態が残っていると思います。

（会長）
はい。次回のヒントというか、このような議題はどうかということをお話しただけですので、本日は議論しませんが、会議は予定していた通りの時間かと思いますので、最後に何か皆さん方からご意見等ございますか。

（事務局）
最終的な公共施設借地料についての答申について一点だけご相談ですが、今議論の中で会長さんに一任というお話いただきまして、事務局で最終の校正を進めて出来上がりました答申を、12月の中旬以降に、町に対して答申いただけるような形で準備を

進めていきたいと思います。最終の答申につきましては、郵送にて委員の皆様にお送りするような形でよろしいでしょうか。

（会長）

皆さまよろしいでしょうか。答申は職務代理にも一緒に同席していただいて２人で対応したいと思いますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

（事務局）

日時については調整の上、会長さん、職務代理にお知らせをさせていただき答申の場を設けますのでよろしくお願いします。

（会長）

それでは以上で会議を閉じます。

ご苦労さまでした。ご協力ありがとうございました。